

平成30年第4回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年4月25日(水) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員16名

1番 坂下 正幸

8番 田中 喜義

15番 森山 博

2番 石倉 稔

9番 新澤 晟

16番 新谷 義治

3番 谷内 吉夫

10番 岩坂 一明

17番 田上 正男

4番 山本 秀夫

11番 山崎 覺治

5番 森谷 正美

(欠番)

6番 安 津久人

13番 東 克芳

7番 向面 正一

14番 大宮 正

(2) 欠席委員

なし

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 議案第17号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

7 報告事項

(1) 報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第11号 農地法制限除外の届出について

(3) 報告第12号 非農地証明願について

(4) 報告第13号 農地改良届出について

8 議事

開会 10:00 閉会 10:50

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、16名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第4回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号4番山本 秀夫 委員 及び 議席番号5番森谷 正美 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第14号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第14号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件でしたが、2番が申請を取り下げましたので2件です。 【議案第14番、1番と3番を議案書をもとに朗読】 合計3筆1,427㎡で内訳は田が1,427㎡です。全ての申請について農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしてい

	ると考えております。以上です。
議 長	それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 6 番 新谷 義治 委員よりご意見をお願いいたします。
新谷委員	1 6 番新谷です。先日 15 日に行って参りました。耕作者が変わるとい うだけで周辺に及ぼす影響はありません。以上です。
議 長	次に申請番号 3 番について地区担当委員議席番号 8 番 田中 喜義 委員 よりご意見をお願いいたします。
田中委員	8 番田中です。元々譲渡人は小田屋町の方です。今は金沢市にいるみた いです。それで譲受人が作っており、所有権が変わるだけで何ら変化は 無いわけです。そういうことでよろしく申し上げます。
議 長	それではこれより質疑を許します。
岩坂委員	里町の区長さんはどなたですか。
大宮委員	里町の〇〇さんです。
安 委員	1 番の三井町内屋の件ですが譲受人は住所が七尾になっていますが三井 に来て田んぼをするのでしょうか。
新澤委員	内屋出身の方で通っています。学校の先生で、泊まって仕事をしていま す。
議 長	ほかに質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 1 4 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ご ざいませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。

	<p>よって【議案第14号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第15号】の農地法第4条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをご覧ください。議案第15号の農地法第4条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。</p>
	<p>【議案第15号、1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計1筆52㎡で内訳は畑が52㎡です。</p> <p>なお、1番については農地の広がり10ha未満であることから第2種農地と考えており、また集落に接続しているものであることから妥当と考えております。</p> <p>今回の申請については、申請者の夫が当物件を購入後に増築した際に転用が行われていますが顛末書も提出されており、許可相当の案件であるため申請を受理しております。以上です。</p>
事務局	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号1番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>はい、1番坂下です。23日に向面会長、田中、新澤運営委員、行政書士、事務局、私で現地調査を行いました。先ほど事務局からの説明のあったとおり周りに影響はないと思います。亡くなった夫が購入して弟さんが住んでいたのですが病気で亡くなったためもう一度見直すという事で波座さんが確認したとの説明を受けまして納得して現地調査を終えました。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第15号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第15号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第16号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書11ページをご覧ください。議案第16号の農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第16号、1番を議案書をもとに朗読】 合計1筆985㎡で内訳は田が985㎡です。 なお、1番については農地の広がり10ha未満であることから第2種農地と考えており、また集落に接続しているものであることから妥当と考えております。以上です。
事務局	それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号1番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。
坂下委員	現地調査についても先ほどの続きです。譲渡人は周りが土場で高さが4mもあることから風も通らないし、イネの育ちも悪く、高齢でもあることからやめたいという事で譲受人に是非とも言われ、譲受人はしかたないという事で受けたようです。よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	それでは質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第16号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第16号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第17号】の農用地利用配分計画の決定について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書14ページをご覧ください。議案第17号の利用権設定各筆明細です。今月は2件です。</p> <p>【議案第17号、1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計8筆9,429㎡で田が5,758㎡、畑が3,671㎡で田が新規、畑が更新です。なお、作物については水稻が5,758㎡、野菜が3,671㎡です。以上です。</p>
議長	それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第17号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第17号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第10号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	議案書17ページをお開きください。報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は2件です。

【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

以上合計 28 筆 8,410.91 m²です。内訳は田が 5,253.91 m²、畑が 3,157 m²です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質疑なし)

議 長 質疑がないようですのでそれでは【報告第 10 号】を終わります。次に【報告第 11 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事 務 局 議案書 20 ページをお開きください。報告第 11 号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は 3 件です。

【議案書にもとづいて、制限除外の届出の内容を朗読】

以上合計 3 筆 209 m²で内訳は田が 192 m²、畑が 17 m²です。1 番と 2 番については携帯電話基地局であり、3 番については 2 a 未満の農業用施設の敷地となっております。以上です。

議 長 それでは、申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。

坂下委員 はい坂下です。22 日に現地を確認しました。輪島から行くと下黒川の橋を右に曲がってずっと行ったところですが、まっすぐになったところが現地でありましてそこから見ると下黒川から長井や気勝平まで見えました。そこでどういう施設が出来ようと影響はないように思えました。以上です。

議 長 それでは、申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 13 番 東 克芳委員よりご意見をお願いいたします。

東 委員	はい東です。4月18日に現地を確認してきました。たまたま現地の近くにゴミを燃やしていた人が居たので聞いてみると、自分のだと言うので、県道拡張したときに畑は無いものと思っていたら自分のところが残っているというのでハンコを押したと言っていました。その一段上にも畑があるんですがこの方のもので他の人の迷惑にならないという事でのいのにしてあげて下さいと所有者から聞いてきました。以上です。
議 長	それでは、申請番号3番について地区担当委員議席番号6番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。
安 委員	議席番号6番安です。申請番号3番の件ですが、農地法制限除外の2a未満の農作業用施設の現地確認の結果を報告します。当箇所は能越自動車道の用地買収により現在ある農作業小屋を家の方に移転するものです。そのほか横の残った用地を農地改良したいとの事でした。なお、農作業小屋及び農地改良によって周囲に影響はありませんのでよろしくお願い致します。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですのでそれでは【報告第11号】を終わります。次に【報告第12号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書25ページをお開きください。報告第12号非農地証明願承認についてです。今月は1件です。
	<p>【議案書にもとづいて、非農地証明願の内容を朗読】</p>
	<p>以上合計3筆281㎡で内訳は畑が281㎡です。申請地については、現在の所有者の先代が敷地内の畑を庭に変更したものであり、少なくとも数十年前から現在の状況になっているものです。以上です。</p>

議 長	それでは、申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 2 番 石倉 稔委員よりご意見をお願いいたします。
石倉委員	はい、2 番石倉です。今の案件に関して 4 月 23 日の月曜日に現地調査を行いましたので報告いたします。向面会長、田中、新澤両運営委委員と私、事務局で現地確認をしてきました。現地につきましては地目が畑になっているということなのですが庭園として庭木や石など庭園として設置してあったと思います。私の記憶では中学校に登校中の 50 年前から今の状態できれいな庭やなという記憶もございます。最近は手入れをしていませんが畑の機能を果たさない庭園の状態ですので、一般住宅としていいんじゃないかと思います。周りについても一部ブルーシートの側は他の方が畑を作っていますが、申請地については庭園という事で畑ではないと言う事を報告いたします。以上です。
議 長	ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですのでそれでは【報告第 1 2 号】を終わります。次に【報告第 1 3 号】の農地改良届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 28 ページをお開きください。報告第 13 号農地改良届出についてです。今月は 2 件です。 【議案書にもとづいて、農地改良の届出の内容を朗読】 以上合計 2 筆 973 m ² で内訳は田が 973 m ² です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
石倉委員	申請番号 2 番の件ですけども、〇〇の裏という事になりますね。届出を見ると 260 cmとありますがこの横の状況はどのようになっていますか。

坂下委員	この間現地調査をしたところから同じ敷地の土場から 100mほど行ったところで、〇〇さんの土場から落ち込んだような状況で、葦も生えていてがさがさになっているので〇〇さんが土砂を入れる事になったようです。柿を作りたいと聞いております。
石倉委員	川縁のほうもこのような感じなんですか。
田中委員	周りの田も土盛りしてあります。3方は土盛りしてあります。
議 長	他にございませんか。それでは【報告第13号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。
議 長	「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については東委員より報告をお願いします。
東 委員	(東委員より「1・1・1運動」の活動報告)
議 長	それでは第4回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

平成30年4月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員

4 番

署 名 委 員

5 番
